

指導者・引率者用

大津市立 葛川少年自然の家

安全指導の手引き書及び危機管理マニュアル

(改訂19版 令和6年3月改定)



大津市立葛川少年自然の家

〒520-0475 大津市葛川坊村町243

TEL 077-599-2102

FAX 077-599-8003

*** 目 次 ***

基本姿勢	p1～4
------	------

その1 未然防止に向けての注意事項

①打ち合わせ段階の注意事項	p 5
②登山・ハイキングの注意事項	p 6
③周辺野外活動の注意事項（自然観察・ラリー）	p 7
④周辺野外活動の注意事項（川遊び・沢登り）	p 8～10
⑤周辺野外活動の注意事項（スキー・雪遊び・スノーシュー）	p11
⑥屋外活動の注意事項	p12
⑦屋内活動の注意事項	p13
⑧クラフト活動の注意事項	p14
⑨野外活動の注意事項（野外炊事）	p15～16
⑩食堂の注意事項	p17
⑪自然災害の注意事項	p18
⑫森林体験活動の注意事項（間伐体験）	p19
⑬子ども自身が火を扱う活動の注意事項	p20

その2 緊急対応マニュアル

①事故発生時の対応	p21
② 病人（体調不良者）発生した場合の対応	p22
③食中毒(疑い)が生じた場合の対応	p23～24
④迷子・行方不明発生時の対応	p25
⑤不審者発生時の対応	p26
⑥火災発生時の対応	p27
⑦自然災害発生時の対応	p28～29
⑧停電発生時の対応	p30～31
⑨感染症等発生による延期・中止時の対応	p32
⑩排泄物・嘔吐物の処理の対応	p33
⑪食物アレルギーへの対応	p34

関係連絡先	p 35
-------	------

基本姿勢

1 危機対応へのステップ

(1) 危機の予知・予見

自然をフィールドに活動を展開する性格上、自然災害、天候の変化、有害動物等、活動が常に潜在的な危険と隣り合わせであるという認識の下に指導にあたる必要がある。したがって、情報の共有化を図り、状況把握に努めなければならない。その上での確かな情報提供に努める必要がある。

情報収集・・・・・・・・・・天候の変化（台風、大雨、雷、大雪 等）
自然災害情報
食中毒に関する情報

(2) 事故の主な発生要因

①主に引率者に起因する場合

- ア、事前準備や下見点検の不足が原因となる事故
- イ、指導者、リーダーの力量不足が原因となる事故

②プログラムに起因する場合

- ア、プログラムの中に危険要素があり、それが原因となる事故
- イ、活動実施時の状況・場所が不適切な場合の事故
- ウ、連絡体制や適切な補助要員の配備が不適切な場合の事故

③予期せぬ事故に遭遇する場合

- ア、天候の変化（台風、大雨、雷、雪害）
- イ、自然又は天候に起因する落石
- ウ、有害動植物（ハチ、まむし、熊、ヒル、マダニ）
- エ、ライフラインの切断（停電、断水）
- オ、食中毒、熱中症、光化学スモッグ
- カ、その他（不審者）

(3) 事故の未然防止（本書ならびに「子ども自身が火を扱う活動マニュアル」を確認すること。）

- ①引率者は下見において危険箇所の予見をし、参加者に事前説明をしっかりと行う。
- ②引率者は参加者に危険箇所や活動上の注意（害虫、害獣も含む）をしっかりと説明する。
- ③引率者が天候の状況、活動場所の状況の確認を行う。
- ④引率者の配置（野外炊事かまど担当、スノーシューのクラス編成・引率者の配置等）をしっかりと行う。
- ⑤貸与の簡易無線を活用する。

※重大な事故の場合、命を最優先し直接通報してください。

- ⑥緊急連絡体制を徹底する。
- ⑦ハイキング・登山では倒木などの危険物や自然落石等の状況確認を活動日までにを行う。
（現在このプログラムは行っておりません）

(4) 対応の主体

関係機関

ふるさと体験学習・森林環境学習「やまのこ」事業は大津市教育委員会（葛川少年自然の家）が主催するものであるが、学校の主体性に任せる部分が多い。そのため、活動実施、継続等の最終判断及び緊急時の対応方法の判断については学校管理職と自然の家所長の合議によって下されるものとする。それ以外の部分においては学校管理下の対応と同じである。したがって、学校管理職は保護者に対して、参加者に対して体験活動を行う際のリスクの存在及びそのリスクについての安全対策の説明を行う必要がある。

ふるさと体験学習
森林環境学習「やまのこ」事業

学 校

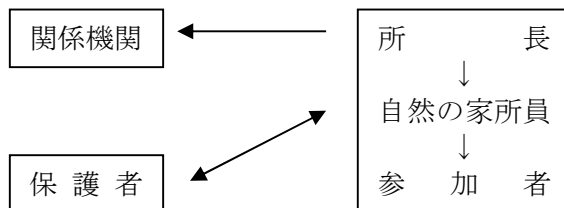
保 護 者

学 校 管 理 職
↓
引 率 教 員
↓
参 加 者

所 長
自然の家所員

主 催 研 修 事 業

主催研修事業は大津市教育委員会（葛川少年自然の家）が主催する事業であり、全責任は葛川少年自然の家にある。そのためすべての活動における最終判断、対応は自然の家所長の判断の下で決定される。



一 般 団 体

一般団体においては、すべての活動に自然の家の管理の下で実施されるものである。しかし、参加者・保護者への対応と活動における参加者の指導、管理体制は団体責任者の下で行われる。



(5) 危機の回避

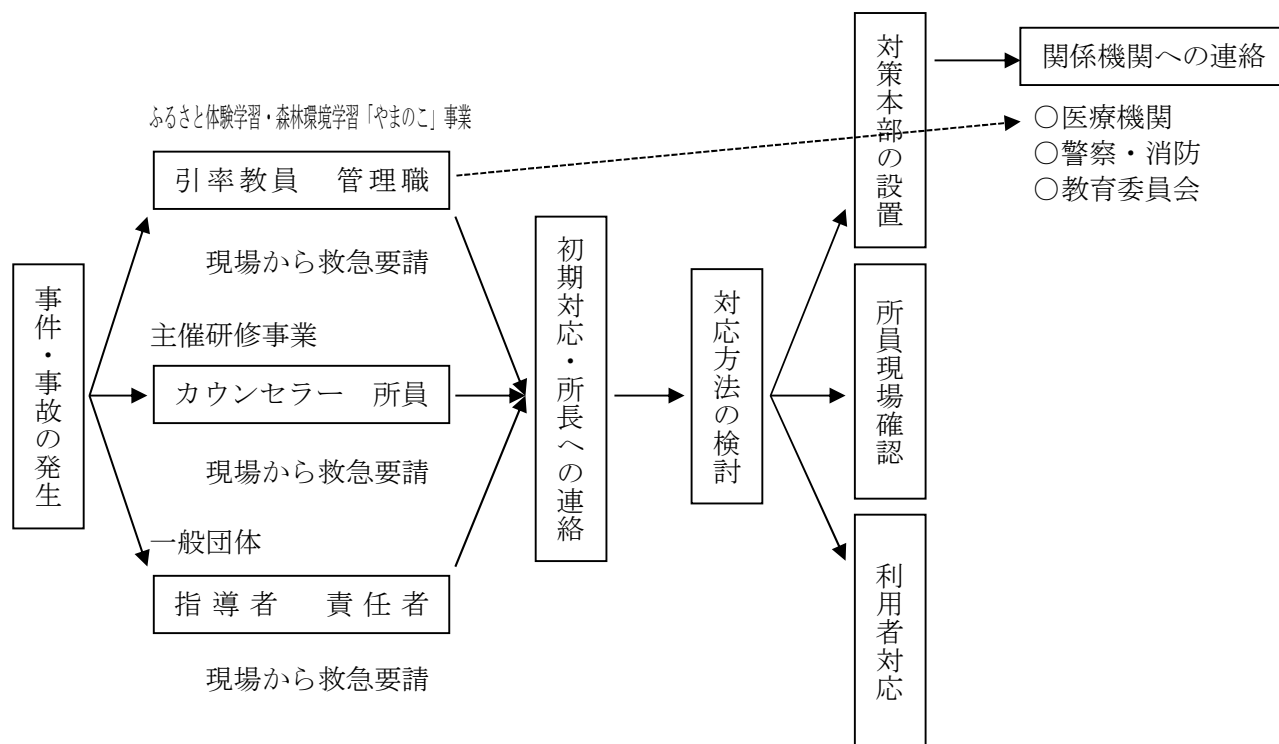
常に最悪の事態を想定し、初期対応を万全のものとするように最大限の努力を尽くすことが大切であり、危機にあたっては所長の指揮・命令の下、全所員、利用団体の指導者が一糸乱れぬ姿勢で臨むことが必要である。

①危機への対応

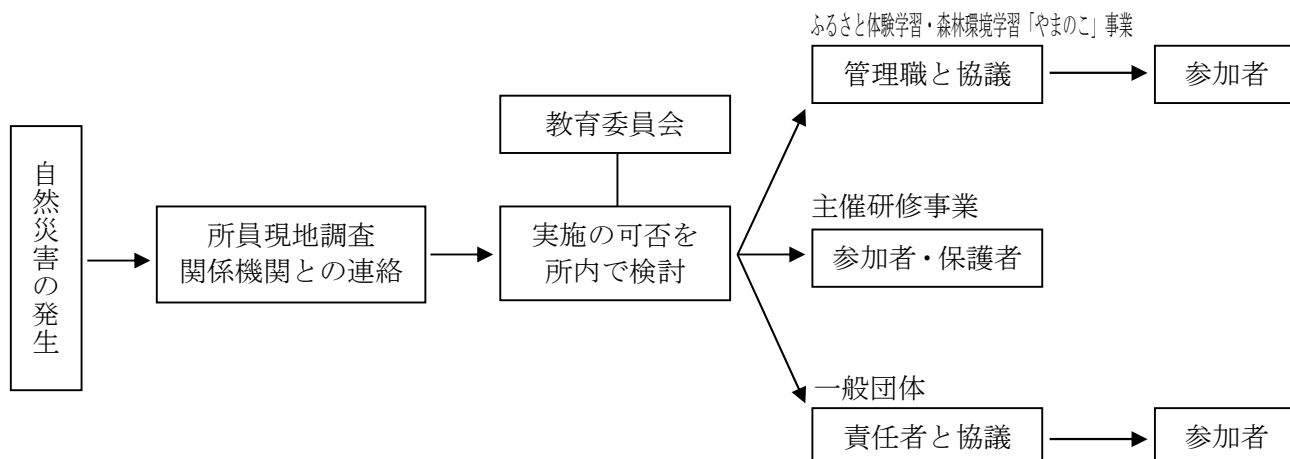
- ア、常に最悪の事態を想定し
- イ、慎重に、複数対応を基本に
- ウ、素早く、臨機応変に
- エ、誠意をもって
- オ、組織的に
- カ、記録をしっかりと

②基本的な対応方法（※緊急時の対応 参照）

《活動中》



《自然災害等事前判断が必要な時》



（６）評価と課題

事件・事故発生後根本的原因、背景のほか、事態を悪化させた要因などを分析し、今後に生かせるよう努める。事後評価が今後の事件・事故の未然防止につながるものである。

記録

いつ（時間の経緯）
誰が
どこで
どのように指示し
どのように動いたか

整理

各人がいつ
どのような動きをとったか

検討・評価

対応に不手際がなかったか
今後に向けての方策の検討



２ 登山・ハイキングにおける消防署との救助体制

事故者に対して初期対応を万全のものとするように最大限の努力を尽くすことが大切である。救急隊への連絡は事故現場から利用団体の引率者が直接行う。事故者の様子と登山道の位置を救急隊に伝え、救助体制を確認する。救助体制を自然の家にも連絡し、所長の指揮・命令の下、全所員、利用団体の指導者が一糸乱れぬ姿勢で臨むことが必要である。

- （１）事故者の観察と処置に最大限の努力を尽くす。
- （２）救助体制の共通理解を迅速に行う。
- （３）二次被害の防止
- （４）事故者の記録をしっかりとる。
- （５）人権、プライバシーへの配慮

①打ち合わせ段階の注意事項

◆事故発生及びその要因

活動プログラムにおける無理な計画、無謀な計画から起こる事故の割合はかなり高い。事前の打ち合わせの段階で余裕をもった活動プログラム作りに注意を払う必要がある。

◆過去の主な事例

○無理な計画の下で実施したため、時間ばかり気にして十分にねらいを達成できないまま活動が終わってしまった。
○危険に対する甘さから、防げる事故を起こしてしまった。

◆未然防止（事前）

- ☐ プログラムは予定している参加者（年齢・体力・経験など）に合うものとなっているか
- ☐ 活動場所の危険箇所について指導者に説明したか
- ☐ 活動場所が目的や活動内容、人数に合致しているか
 - ・活動の目的が明確であるか
 - ・活動場所に対して人数が適切であるか
 - ・体調不良を引き起こすようなプログラム構成になっていないか(寒暖の差)
 - ・指導者の体制が明確になっているか
 - ・晴天時、雨天時、積雪時等の計画が明確になっているか
- ☐ 各活動の危険な要因について指導者に説明したか
- ☐ 指導者が事前に下見をすませているか
- ☐ 指導者が休憩場所、待避場所を把握しているか
- ☐ 全体を統括する責任者・スタッフの配置や役割分担を明確にしているか（学校においては打ち合わせの内容が管理職及び引率する教員にも伝わっているか）
- ☐ 緊急連絡体制を整える為、活動場所周辺の病院や消防署等の連絡先を把握しているか
- ☐ アレルギー等特異体質の子どもの有無とその対応を具体的に確認しているか
- ☐ 指導者が本書ならびに「子ども自身が火を扱う活動マニュアル」を確認し、事故防止に向けて、参加者に指導できているか

◆未然防止（当日）

- ☐ 天候状況を十分把握し、実施の有無を判断しているか
- ☐ 天候状況、活動場所、活動経路の状況を十分把握できているか
- ☐ プログラムの変更点の確認はできているか
- ☐ 指導者同士に連携がとれているかの確認（学校においては変更点が管理職及び引率している教員に伝わっているか）

◆もしもの時の対応方法の確認

- ☐ 事前にこの冊子の該当するプログラムの緊急対応を確認できているか
- ☐ 事故発生時の指導体制について確認できているか
- ☐ けが人の救護（応急処置や救急車等の手配）訓練を行っているか
- ☐ 救急法の訓練を受けた者はいるか
- ☐ 応急手当用の救急箱は常に用意・点検しているか
- ☐ 危険防止（安全な場所への移動や他人が巻き込まれないための注意）訓練を行っているか
- ☐ 緊急時の連絡先の携帯又は一覧表を作成しているか
- ☐ 事故の記録（事故状況等）を作成する体制を整えているか
- ☐ 保険会社への連絡体制を整えているか

②登山・ハイキングの注意事項

◆事故発生及びその要因

※現在このプログラムは行っておりません。

活動場所が自然の家周辺から離れてしまうため、登山・ハイキングにおいては緊急時の対応が難しい。また、無線・携帯電話等の連絡方法が必ずしも有効にはたらく保証もないため、事前から当日に至るまで入念な準備が必要になる。落雷、降雨等の急な天候変化や気温の上昇に伴う熱中症の危険性もあるため、安易な実施判断を下してはいけない。コース上は道幅が狭い、落石等の心配がある、滑落の危険性がある等、常に危険な中にいると認識すべきである。緊急時には搬送すら難しい状況もあり、十分な下見、計画、安全対策について高度な技術を要する。

◆過去の主な事例

- ハイキングコース上にハチの巣があり、集団でハチの被害に遭う。
- 予定時間になっても登山から帰ってこない。（連絡がつかない）
- コース上での滑落事故。（擦り傷、骨折）
- 隊列が伸びすぎたため、参加者の動きが把握できず参加者が道に迷う。
- 自然落石によるけが。

◆未然防止（事前）

- ☐ プログラムは予定している参加者（年齢・体力・経験など）に合うものとなっているか
- ☐ 活動場所が目的や活動内容、人数に合致しているか
- ☐ 全体を統括する責任者・スタッフの配置や役割分担を明確にしているか
- ☐ 指導者が事前に下見をすませているか
- ☐ 指導者が休憩場所、待避場所を把握しているか
- ☐ 下見で、看板等は正しく設置出来ているかを確認しているか
- ☐ 危険な動植物（ハチ・クマ・ウルシ等）の有無について確認したか
- ☐ 隊列の長さ・間隔・リーダーの配置は適当か
- ☐ コース上に落石、倒木、崩落、土砂の流出跡等危険な場所がないか
- ☐ 携帯電話や無線の電波状況を確認したか
- ☐ 登山の場合は登山計画を警察に提出したか
- ☐ 事故防止に向けて、持ち物（水分）、服装等について参加者に指導できているか
- ☐ 活動経路に番号をふり、それぞれの場所の救急対応を指導できているか
- ☐ 登山を実施する場合、警察に伝えているか

◆未然防止（当日）

- ☐ 当日の朝、下見を実施し、活動経路の状況を指導者に伝えたか
- ☐ 活動場所の害虫、害獣の状況を把握できているか
- ☐ 指導者に危険箇所の見張り、参加者への注意をさせているか
- ☐ 隊列の長さ・間隔、リーダーの配置は適当か
- ☐ 天候状況を十分把握し、実施の有無の適切な判断ができているか
- ☐ 定期的に水分補給や休憩ができているか
- ☐ 指導者に天候状況、コース状況を的確に伝えたか
- ☐ 健康面、服装面、装備面で十分なチェックができたか
- ☐ 緊急連絡の方法の確認をしっかりと行ったか
 - ・無線・リーダーの位置（先頭、中盤、後追い）
- ☐ ルート、参加人数、到着時間の確認を行ったか
- ☐ 登山の際には非常食等の準備ができているか
 - ・乾パン等の準備（団体）・熊鈴の貸与

◆もしもの時の対応方法の確認（緊急対応マニュアルの確認）

- ☐ 事故発生時の対応
- ☐ 病人（体調不良者）発生時の対応
- ☐ 迷子・行方不明発生時の対応
- ☐ 指導者側の準備（出血している者への対応のための手袋、AED）

③周辺野外活動の注意事項 (自然観察・ラリー)

◆事故発生及びその要因

活動場所について十分な把握がなされないまま、不適切な場所で活動を実施したり、指導者の配置が不十分で活動が十分把握できていないことで事故が起こることが多い。指導者に十分な場所の把握や配置についての指導を行う必要がある。

◆過去の主な事例

- 活動周辺にハチの巣があり、ハチに刺される。
- 水生昆虫観察時に川の活動場所を指導者が十分に把握しておらず、不適切な場所での活動を実施する。
- 町居ウォークラリーにおいて、指導者自身がコースを把握せず、不適切な指示を与え、コース間違いが生じた。

◆未然防止（事前）

- ☐ プログラムは予定している参加者（年齢・体力・経験など）に合うものとなっているか
- ☐ 活動場所が目的や活動内容、人数に合致しているか
- ☐ 全体を統括する責任者・スタッフの配置や役割分担を明確にしているか
- ☐ 指導者が事前に下見をすませているか
- ☐ 指導者が休憩場所、待避場所を把握しているか
- ☐ 下見で、表示は正しく設置出来ているか確認しているか
- ☐ 危険な動植物（ハチ・クマ・ウルシ等）の有無について確認したか
- ☐ コース上に落石、倒木、崩落、土砂の流出跡等危険な場所がないか
- ☐ 携帯電話や無線の電波状況を確認したか
- ☐ 指導者が事故防止に向けて、参加者に指導できているか

◆未然防止（当日）

- ☐ 天候状況を十分把握し、実施の有無の適切な判断ができているか
- ☐ 天候状況、活動場所の害虫、害獣の状況を把握できているか
(殺虫スプレー、害獣除けスプレー、熊鈴の携帯)
- ☐ 健康面、服装面、装備面で十分なチェックができたか
- ☐ 緊急連絡の方法の確認をしっかりと行ったか
・無線の貸与

◆もしもの時の対応方法の確認（緊急対応マニュアルの確認）

- ☐ 事故発生時の対応
- ☐ 病人（体調不良者）発生時の対応
- ☐ 迷子・行方不明発生時の対応

④周辺野外活動の注意事項 (川遊び・沢登り)

◆事故発生及びその要因

水量、水温や気温等の状況を十分把握しないまま実施することによって不慮の事故を招く危険性がある。また、流水であることから体感温度はかなり低く、普段以上に健康管理、休憩時間の確保に努める必要がある。また、活動場所について十分な把握が必要であり、指導者の配置についても細かい配慮が必要である。

◆過去の主な事例

- 川遊びで十分な休憩指導がないため、唇が青ざめたまま活動していた。
- 沢登りで深みにはまり、おぼれかけた。
- 足を滑らせて転倒した。
- 行き帰りのヒルの被害。

◆未然防止（事前）

- ☐ プログラムは予定している参加者（年齢・体力・経験など）に合うものとなっているか
- ☐ 活動場所が目的や活動内容、人数に合致しているか
- ☐ 全体を統括する責任者・スタッフの配置や役割分担を明確にしているか
- ☐ 沢登りをする場合は、申請書を提出しているか
- ☐ 事前に指導者全員が下見をすませているか（沢登りの場合は当日参加者6名に指導者1名必要）
- ☐ 指導者が休憩場所、待避場所を把握しているか
- ☐ 危険な動植物（ハチ・クマ・ウルシ等）の有無について確認したか
- ☐ コース上に水が普段より多く流れているところがないか
- ☐ コース上に落石、倒木、崩落、土砂の流出跡等危険な場所がないか
- ☐ 事故防止に向けて、参加者に指導できているか

◆未然防止（当日）

- ☐ 天候状況、川の状況を十分把握し、実施基準に従った実施の有無が判断できているか
- ☐ 天候状況、水量等を把握しているか
- ☐ 活動場所の害虫、害獣の状況を把握できているか（殺虫スプレー、害獣除けスプレー、熊鈴の携帯）
- ☐ 防寒対策、休憩時間の適切な指導ができているか
- ☐ 健康面、服装、装備面で十分なチェックができたか
- ☐ 川遊びのエリアをロープなどで示しているか
- ☐ すぐに手が付けられるように、かがんで歩くことを指導したか
- ☐ 緊急連絡の方法の確認をしっかりと行ったか
 - ・無線の貸与
- ☐ 指導者が監視場所に配置されているか
- ☐ 所員が同行できるか（川遊び1名以上、沢登り2名以上）

◆もしもの時の対応方法の確認（緊急対応マニュアルの確認）

- ☐ 事故発生時の対応
- ☐ 病人（体調不良者）発生時の対応
- ☐ 迷子・行方不明発生時の対応
- ☐ 指導者側の準備（出血している者への対応のための手袋、AED）

葛川少年自然の家 川遊び・沢のぼり実施基準

基準

- 申請・・・・・・沢登りを実施する場合は、事前に下見をし、この頁のコピーで申請する。
- 対象・・・・・・沢のぼりは小学5年生以上、**24名**以下（参加者6名につき指導者1名）とする。
※申請書に記載された指導者は実施年度に必ず下見を行うこと。
- 水の濁り・・・・下の石が見える状態が濁っていない状態、少しでも濁りがあれば濁っていると判断する。
- 水量・・・・・・大人の膝頭（通常）を基準に決める。少ないとはふくらはぎ辺りを指す。
- 水の勢い・・・・白波が多く見られればかなり強い。
- 気温・・・・・・自然の家正面玄関で測定
- 掲示板確認・・安曇川に設置してある電光掲示板で雨量の確認し、サイレン等に注意しておく。
- 水の濁り、水量、水の勢い、水温を測る場所・・・・別紙参照

☆水の濁り

- ☐濁っている
- ☐澄んでいる

☆水量

- ☐かなり多い
- ☐通常
- ☐少ない

☆水の勢い

- ☐かなり強い
- ☐通常

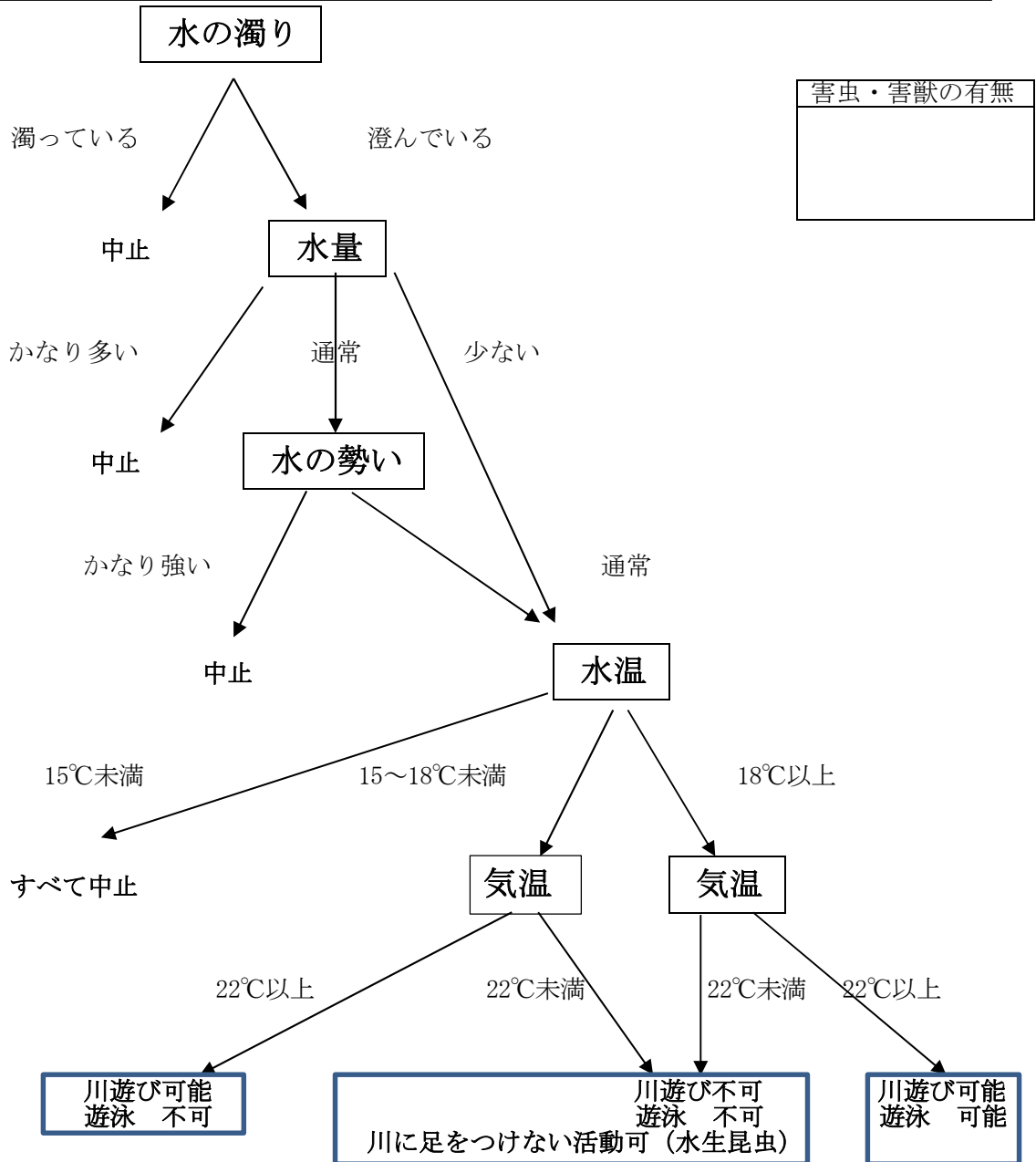
☆水温

_____℃

☆気温

_____℃

☆測定時刻



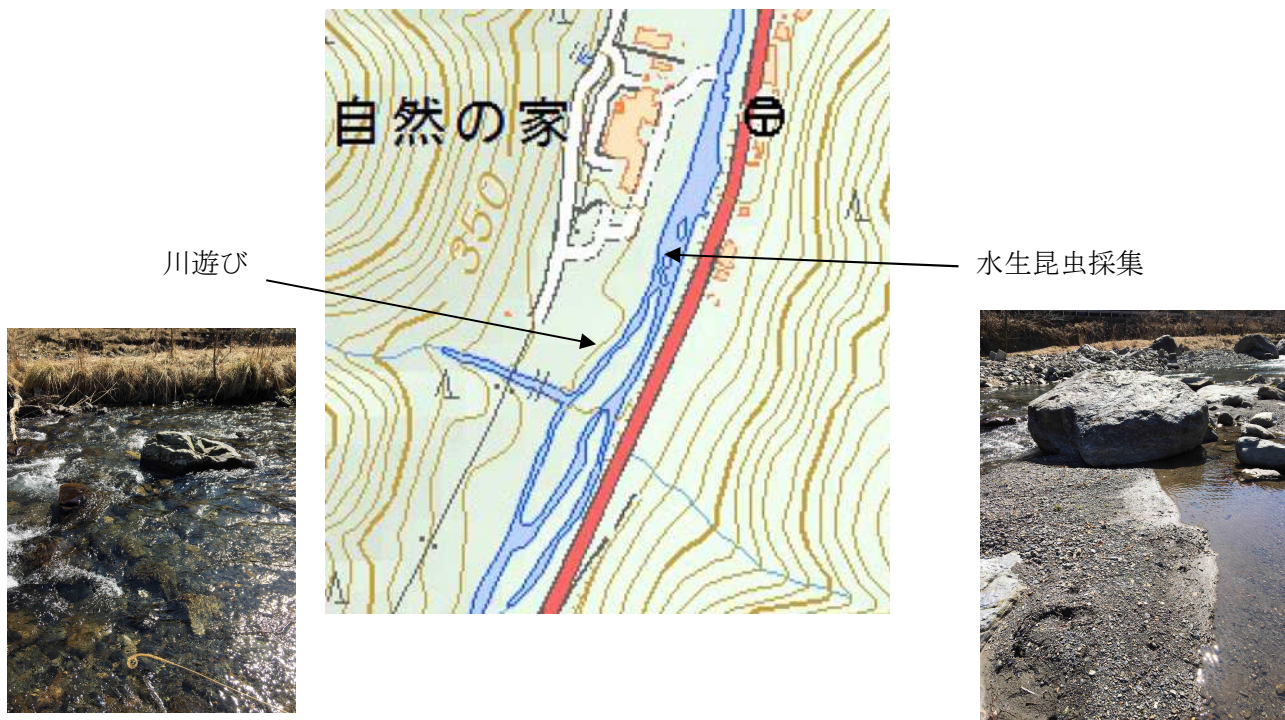
利用団体名				
利用日時	月	日（ ）	時	分まで
利用者数	子ども	人	指導者	人
実施状況	不可	川遊びのみ可	遊泳可	

※ただしライフジャケット着用・天候に考慮

所長（次長）	担 当

水の濁り、水量、水の勢い、水温を測る場所

○川遊びおよび水生昆虫採集



○沢登り



⑤周辺野外活動の注意事項 (スキー・雪遊び・スノーシュー)

◆事故発生及びその要因

用具をつけての活動は、急な動きに対応できず、事故の起こる可能性も高まる。基本的な用具の装着方法、準備運動、活動場所の確保を十分行い、最後まで引率者の指導下で実施する必要がある。

◆過去の主な事例

- 無理な滑降によるケガ。
- 雪不足の中での実施によるスキーの失速による事故。

◆未然防止（事前）

- ☐ プログラムは予定している参加者（年齢・体力・経験など）に合うものとなっているか
- ☐ 活動場所が目的や活動内容、人数に合致しているか
- ☐ 全体を統括する責任者が活動内容を理解し、スタッフの配置や役割分担、安全面の監視位置を明確にしているか
- ☐ 指導者が事前に下見をすませているか
- ☐ 屋根雪危険区域及び、活動禁止エリアの防護フェンスが張られているか
- ☐ 危険な動物（クマ等）の有無について確認したか
- ☐ コース上に石等の危険物の場所を指導者が把握しているか
- ☐ スキー・スノーシュー用具等の点検・確認をしっかりと行ったか
- ☐ 事故防止に向けて、参加者に指導できているか
- ☐ 屋根雪落下の危険性を把握しているか

◆未然防止（当日）

- ☐ 指導者が雪の状態、天候状況等を把握しているか
- ☐ スキー帽着用、手袋の着用など安全な装備で行っているか
- ☐ 防寒対策、休憩時間の確保等の指導を行ったか
- ☐ 健康面、服装面（濡れ具合を含む）、装備面で十分なチェックを活動前、中、後にしているか
- ☐ 緊急連絡の方法の確認をしっかりと行ったか
- ☐ 活動場所及びコースの確認、危険場所の再確認を行ったか
- ☐ 屋根雪落下の危険個所に立ち入らないよう指導を行っているか
- ☐ 活動場所の害獣の状況を把握できているか（熊鈴の携帯）
- ☐ スタッフが監視位置についているか
- ☐ 能力別に指導を行っているか

◆もしもの時の対応方法の確認（緊急対応マニュアルの確認）

- ☐ 事故発生時の対応
- ☐ 病人（体調不良者）発生時の対応

⑥屋外活動の注意事項

◆事故発生及びその要因

活動場所について十分な確認がなされないまま、不適切な場所で活動を実施したり、指導者の配置が不十分で活動状況が把握できていないことで事故が起こることが多い。そのため、指導者に対し場所の状況や配置についての指導を行う必要がある。また、自然の家敷地内にいるという安心感から指導者の目が十分行き届かないことによる事故も多い。

◆過去の主な事例

- 活動周辺にハチの巣や養蜂箱があり、ハチに刺される。
- 勝手に川まで遊びに行き、危険な場所での活動を引率者の目の届かないところで実施していた。

◆未然防止（事前）

- ☐ プログラムは予定している参加者（年齢・体力・経験など）に合うものとなっているか
- ☐ 活動場所が目的や活動内容、人数に合致しているか
- ☐ 全体を統括する責任者・スタッフの配置や役割分担を明確にしているか
- ☐ 事前に下見をすませているか
- ☐ 休憩場所、待避場所を把握しているか
- ☐ 危険な動植物（ハチ・クマ・ウルシ等）の有無について確認したか
- ☐ コース上に危険な場所がないか
- ☐ 事故防止に向けて、参加者に指導できているか

◆未然防止（当日）

- ☐ 天候状況を十分把握し、実施の有無を判断しているか
- ☐ 活動場所の害虫、害獣の状況を把握できているか
（殺虫スプレー、害獣除けスプレー、熊鈴の携帯）
- ☐ 健康面、服装面、装備面で十分なチェックができたか
- ☐ 緊急連絡の方法の確認をしっかりと行ったか
・無線の貸与

◆もしもの時の対応方法の確認（緊急対応マニュアルの確認）

- ☐ 事故発生時の対応
- ☐ 病人（体調不良者）発生時の対応

⑦屋内活動の注意事項

◆事故発生及びその要因

活動場所が館内であるため、安心感から指導者の監督なしに自由に活動する場面が見られる。館内は狭小のため転倒時にケガをしたり、過度の人数が一斉に活動したりするには危険な点も多い。館内だから危険は少ないという概念をなくすることが大切である。

◆過去の主な事例

○プレイルームやホールで転倒し、床面や段差のあるところで歯を折った。
○プレイルームで大勢の人数で活動したため、衝突事故が多発した。
○ベッド上段から飛び降り、天井で頭を強打した。

◆未然防止（事前）

- ☐ 事前に活動における許容人数を把握しているか
- ☐ 館内に滑りやすくなっているところ等、危険な場所がないか把握しているか
- ☐ プログラムに無理はないか
- ☐ 活動場所が人数、内容に応じて適切であるか
- ☐ 指導者の配置、活動プログラムに無理はないか
- ☐ 事故防止に向けて、参加者に指導できているか
(館内は走らない、ベッドから飛び降りない、道具の使い方など)

◆未然防止（当日）

- ☐ 休憩時間の確保等の指導を行ったか
- ☐ 指導者の配置に無理はないか
- ☐ 活動直前に危険箇所の把握に努めたか
(館内は走らない、ベッドから飛び降りない、道具の使い方など)
- ☐ 雨天時など、湿度が高いときは結露により床がさらに滑りやすくなることを参加者に指導したか

◆もしもの時の対応方法の確認（緊急対応マニュアルの確認）

- ☐ 事故発生時の対応
- ☐ 病人（体調不良者）発生時の対応

⑧ クラフト活動の注意事項

◆ 事故発生及びその要因

工作器具（小刀、のこぎり、熱ペン）を扱う中で十分な配慮が必要になってくる。工作器具を使う場合、その扱い方の不備からくる事故やケガよりも工作器具の整備不足からくる無理な加重等に伴う事故やケガの方が多発する。工作器具の管理に努めたい。

また、実際の活動場面では貸し出し個数の確認や使用上の注意事項について十分な指導を行いたい。

◆ 過去の主な事例

- 刃物を使う中での切り傷。
- 刃物の貸し出し数と返却数があわない。
- 熱ペンでやけどをした。

◆ 未然防止（事前）

- ☐ 工作器具の保管はしっかりできているか
- ☐ 工作器具の個数の把握ができているか
- ☐ 活動場所が人数、内容に応じて適切であるか
- ☐ 工具使用上の注意について十分把握しているか
- ☐ 指導者の配置、活動プログラムに無理はないか
- ☐ 事故防止に向けて、参加者に指導できているか
- ☐ 軍手を用意しているか

◆ 未然防止（当日）

- ☐ 小刀等、工作器具の使用上の注意を参加者にしっかり指導したか
- ☐ 服装、軍手等装備面で十分なチェックができたか
- ☐ 借りた品について事前に数の確認をしたか
- ☐ 返却時に用具の状況把握を行ったか
- ☐ 返却時に数の確認をしたか
- ☐ 熱ペンの電源管理をしっかり指導したか

◆ もしもの時の対応方法の確認（緊急対応マニュアルの確認）

- ☐ 事故発生時の対応

⑨野外活動の注意事項 (野外炊事)

◆事故発生及びその要因

火や調理器具（包丁）等を使用し、グループ毎に活動することが多いため、指導者の目が十分に行き届かなくなることが多い。その中で火を使うことから自分だけの活動に集中しすぎて、周りに気を配れないことで火傷などの事故を引き起こしてしまうことが多い。活動場所に余裕をもつことに気を配りたい。

◆過去の主な事例

- 2人で鍋をもつ際、鍋の持ち方が不十分でひっくり返り、火傷した。
- 軍手もせずに調理し、火傷した。
- 耐火レンガを素手でさわって火傷した。

◆未然防止（事前）

- ☐ プログラムは予定している参加者（年齢・体力・経験など）に合うものとなっているか
- ☐ 活動場所が目的や活動内容、人数に合致しているか
- ☐ 全体を統括する責任者・スタッフの配置や役割分担を明確にしているか
- ☐ 事前に下見をすませているか
- ☐ 休憩場所、待避場所を把握しているか
- ☐ 危険な動植物（ハチ・クマ・ウルシ等）の有無について確認したか
- ☐ 事故防止に向けて、参加者に指導できているか

◆未然防止（当日）

「少年自然の家野外炊事における衛生管理マニュアル」参照
「子ども自身が火を扱う活動マニュアル」参照

- ☐ 天候状況を十分把握し、実施の有無を判断しているか
- ☐ 活動場所の害虫、害獣の状況を把握できているか
（殺虫スプレー、害獣除けスプレー、熊鈴の携帯）
- ☐ 健康面、服装面、装備面で十分なチェックができたか
- ☐ 火のまわりの場の設定はできているか
- ☐ 緊急連絡の方法の確認をしっかりと行ったか
・無線の貸与

◆もしもの時の対応方法の確認（緊急対応マニュアルの確認）

- ☐ 事故発生時の対応
- ☐ 病人（体調不良者）発生時の対応
- ☐ 食中毒(疑い)が生じた場合の対応

少年自然の家野外炊事における衛生管理マニュアル

		利用団体	チェック
衛生管理事項		①責任者は、利用者全体の健康状況を把握する。感染症の流行期は、指導者の家族の健康状態も把握する ○健康観察○体調不良者、欠席者の情報確認 ②責任者は、食中毒注意報等の発令状況や利用者の健康状態を確認し実施の有無を決定する。 ③責任者は、調理作業（利用者・引率者）に嘔吐、下痢、発熱、腹痛などの症状があった時、手指等に化膿創があった時に、調理や配膳作業に従事させない。 ④生水は飲まない	☐ 食中毒注意報発令状況の確認 ☐ 指導者による事故防止、食品衛生に対する指導 ☐ 調理場所の確認 ☐ 自然の家：手洗い石鹸、消毒薬の準備 ☐ 感染症疾患の流行状況の確認（学区・本人・家族） ☐ 健康観察の実施 ☐ 手指に化膿創等のある園児・児童・生徒の確認 ☐ 生水を飲まない
作業	身だしなみ	①調理作業者は爪を短く切り、指輪、時計等をはずす。 ②調理作業者は、帽子等髪を覆うものを着用し、マスクをつける。 ③髪の長い者はゴム等で結わえる。 ④作業前に用便を済ませる。	☐ 服装・装備面は十分か ☐ 作業前にトイレを使用する
	食材	【献立と食材】 ポークカレー （米、肉、じゃがいも、たまねぎ、にんじん、カレールー、りんごゼリー） きのこと飯と豚汁 （米、油揚げ、まいたけ、しめじ、にんじん、肉、里芋、大根、青ネギ、だしの素、味噌、りんごゼリー） ※利用者は、食材を持ち込まない。厨房から出されたものを使い調理する。	☐ 食材の持ち込み禁止 ☐ 生ものを取り扱わない意識の徹底（加熱の処理の徹底） ☐ 生水を飲まない ☐ 品質および期限等について確認した上で購入し、その記録がでている（自然の家厨房にて実施） ☐ 食材は衛生的に適正な温度で保管できている（自然の家厨房にて実施しているものを提供する）
	手洗い	①野外炊事を行う際には、まず全員手洗いを行う。 （異物混入や跳ね水を防ぐ工夫をする。二次感染の防止） ②手拭は、個人のタオルを使用し、アルコールで消毒する。 次に定める場合には、必ず手洗いをし消毒を行う （１）作業開始前、用便後 （２）食品に直接触れる作業に当たる直前 （３）調理前の野菜等に触れた後、他の食品や器具等に触れる場合 手洗いマニュアル （１）流水でよく手をぬらし、石鹸をつけ、手のひらをよくこする。 （２）手の甲をよくこする。 （３）指先・爪の間を念入りに洗う。 （４）指の間をよく洗う （５）親指も指先から付け根まで念入りに洗う。 （６）手首までしっかり洗う。	☐ 二次汚染防止に留意した作業手順の徹底 ☐ 石鹸・消毒薬を使用しての手洗いの励行
	調理・配食等	①調理器具は、自然の家の専用のものを使用する。食器については、清潔なものを各自が準備する。 ②調理器具は、食品ごとに使い分ける。 ③調理は、下処理から仕上がりまで喫食当日に行う。 ④調理終了後は２時間以内に食する。 ⑤野菜類は流水でしっかり洗う。 ⑥生ものは取扱わず、加熱調理は食品の中心部が75℃で１分間以上の加熱となるよう注意する。 ⑦食材の配食については、消毒した器具を使う。直接触れる場合は、使い捨て手袋を使用する。 ⑧生ゴミ等廃棄物は、調理中の食品を汚染しないよう処理する。 ⑧原材料・調理済食品の検食と冷凍保存 ⑨使用した設備・器具の適切な洗浄・消毒	☐ 調理器具のアルコール消毒の徹底 ☐ 調理器具の使い分け ☐ すべての食材は75℃で１分以上の加熱を行う ☐ 配食は清潔な器具を使う ☐ 廃棄物の適切な処理
命の学習		①命の学習については、あまごつかみを利用者が行い、塩振りとあまごを焼く作業については、所員と指導者が行う。 ②手洗い消毒をしてから食すること。	☐ 手洗い消毒

⑩ 食堂の注意事項

◆ 事故発生及びその要因

手洗いやうがいの励行を求め、衛生管理を徹底し、利用者と自然の家の両者の協力の下、食中毒防止や食事における事故防止に努めたい。

◆ 過去の主な事例

○ 生水を飲む利用者がいた。
○ 鍋のとき、熱い汁が手にかかり、火傷した。
○ 食堂内で走り回り、食材をひっくり返した。

◆ 未然防止（事前）

- ☐ 食材の持ち込み禁止の徹底
- ☐ 手洗い・消毒の励行
- ☐ 食事時間・場所の厳守
- ☐ 食事の準備後始末の仕方の徹底について理解を得る
- ☐ 事故防止に向けて、参加者に指導できているか

◆ 未然防止（当日）

- ☐ 体調管理の徹底
- ☐ 食材の持ち込み禁止の徹底
- ☐ 手洗い・消毒の励行
- ☐ 食事時間の厳守
- ☐ 食事の準備後始末の仕方の徹底
- ☐ 食事及び食事準備にふさわしい服装の徹底（髪の毛を括る等）
- ☐ 食事係（指導者も含む）におけるマスク・三角巾の着用並びにアルコール消毒の徹底
- ☐ 食堂外への持ち出し禁止

◆ もしもの時の対応方法の確認（緊急対応マニュアルの確認）

- ☐ 事故発生時の対応
- ☐ 病人（体調不良者）発生時の対応
- ☐ 食中毒（疑い）が生じた場合の対応

⑪ 自然災害の注意事項

◆ 事故発生及びその要因

台風等の自然災害に遭遇したり、ライフラインの停止により活動に影響を及ぼしたりするおそれがある。十分な安全が確保されない時や今後災害の危険が予測される時には活動の中止・延期・続行を含めて慎重かつ適切な指導の下、危険回避に努める必要がある。

◆ 過去の主な事例

○ 台風接近による利用の延期、中止。
○ 大雪のためライフラインが停止し受け入れ不可能の判断の下、受け入れの中止。

◆ 未然防止（事前）

- ☐ 天候状況の把握、予見
- ☐ 安全確保が十分であるか
- ☐ 事故の起こる可能性が高くないか
- ☐ 待避・避難勧告等が発令されていないか

◆ 未然防止（当日）

- ☐ 天候状況を十分把握し、影響がないか
- ☐ 暴風警報等が発令されていないか
- ☐ その他の警報が発令されていないか
- ☐ コース上に危険な箇所はないか（崖崩れ、水量）
- ☐ 安全の確保に心配はないか
- ☐ 交通規制はかかっているか
- ☐ ライフラインは十分確保されているか
- ☐ 葛川地域近隣に落雷情報が出されていないか

◆ もしもの時の対応方法の確認（緊急対応マニュアルの確認）

- ☐ 自然災害発生時の対応

⑫森林体験活動の注意事項 (間伐体験)

◆事故発生及びその要因

※現在このプログラムは行っておりません。

山の中での活動となるため、足場が悪く転倒、転落などの行動事故への認識が必要。作業用具(ノコギリ)の扱い方の不備からくる事故やケガの危険性も十分考えられるため、作業用具の取り扱いの指導と管理の徹底に努めたい。常に危険が伴う活動であることを認識し、安全対策を徹底する必要がある。

◆過去の主な事例

- 木を倒すためにロープを引っ張る際、軍手をはめずに手の平に擦過傷を負う。
- 木を倒すためにロープを引っ張る際、足場が悪く転倒し、手首を骨折する。

◆未然防止(事前)

- ☐ プログラムは予定している参加者（年齢・体力・経験など）に合うものとなっているか
- ☐ 活動場所が目的や活動内容、人数に合致しているか
- ☐ 全体を統括する責任者・スタッフの配置や役割分担を明確にしているか
- ☐ 事前に下見をすませているか
- ☐ 指導者全員が正しく活動の内容・方法を理解しているか
- ☐ 作業用具の用途を理解しているか
- ☐ 作業用具の個数の把握ができているか
- ☐ 活動場所が雨などでぬかるんでいないか
- ☐ 危険な動植物（ハチ・クマ・ウルシ等）の有無について確認したか
- ☐ 事故防止に向けて、参加者に指導できているか

◆未然防止(当日)

- ☐ 天候状況を十分把握し、実施の有無の適切な判断ができているか
- ☐ 天候状況、活動場所の害虫、害獣の状況を把握できているか
(殺虫スプレー、害獣除けスプレー、熊鈴の携帯)
- ☐ 健康面、服装面、装備面で十分なチェックができたか
(長袖・長ズボン・ヘルメット・軍手)
- ☐ 用具使用上の注意を理解し参加者にしっかりと説明したか
- ☐ 活動時の安全な場所に参加者を誘導しているか
- ☐ 返却時に用具の数の確認をしたか

◆もしもの時の対応方法の確認(緊急対応マニュアルの確認)

- ☐ 事故発生時の対応
- ☐ 病人（体調不良者）発生時の対応
- ☐ 迷子・行方不明発生時の対応

⑬子ども自身が火を扱う活動の注意事項

◆事故発生及びその要因

活動場所・天候・参加者の服装について十分な把握がされないまま、不適切な場所（火と火、人との距離が不適切、近くに燃えやすいものがあるなど）での実施、指導者の配置および参加者の服装の確認が不十分のまま活動を行うことで事故が起こることが多い。指導者に活動場所の把握や配置、服装の確認についての指導を行う必要がある。

◆過去の主な事例

- 半袖で活動していて、火の粉によりやけどを負う。
- 着ていた衣服に何らかの原因で着火しやけどを負う。
- 素手で耐火レンガを触りやけどを負う。

◆未然防止（事前）

- ☐ プログラムは予定している参加者（年齢・体力・経験など）に合うものとなっているか確認したか
- ☐ 活動場所が目的や活動内容、人数に合致しているか確認したか
- ☐ 全体を統括する引率責任者・その他引率者の配置や役割分担を確認したか
- ☐ 引率者が事前に下見をすませ、活動するエリアを把握したか
- ☐ 引率者が休憩場所、待避場所を把握したか
- ☐ 引率者が自然の家所員より、活動に適した服装について指導を受け、理解したか
- ☐ 引率者が天候により実施の可否、実施場所の変更の有無について理解したか
- ☐ 指導者が事故防止に向けて、参加者に指導できたか
 - ・服装について
 - ・火の取り扱いについて

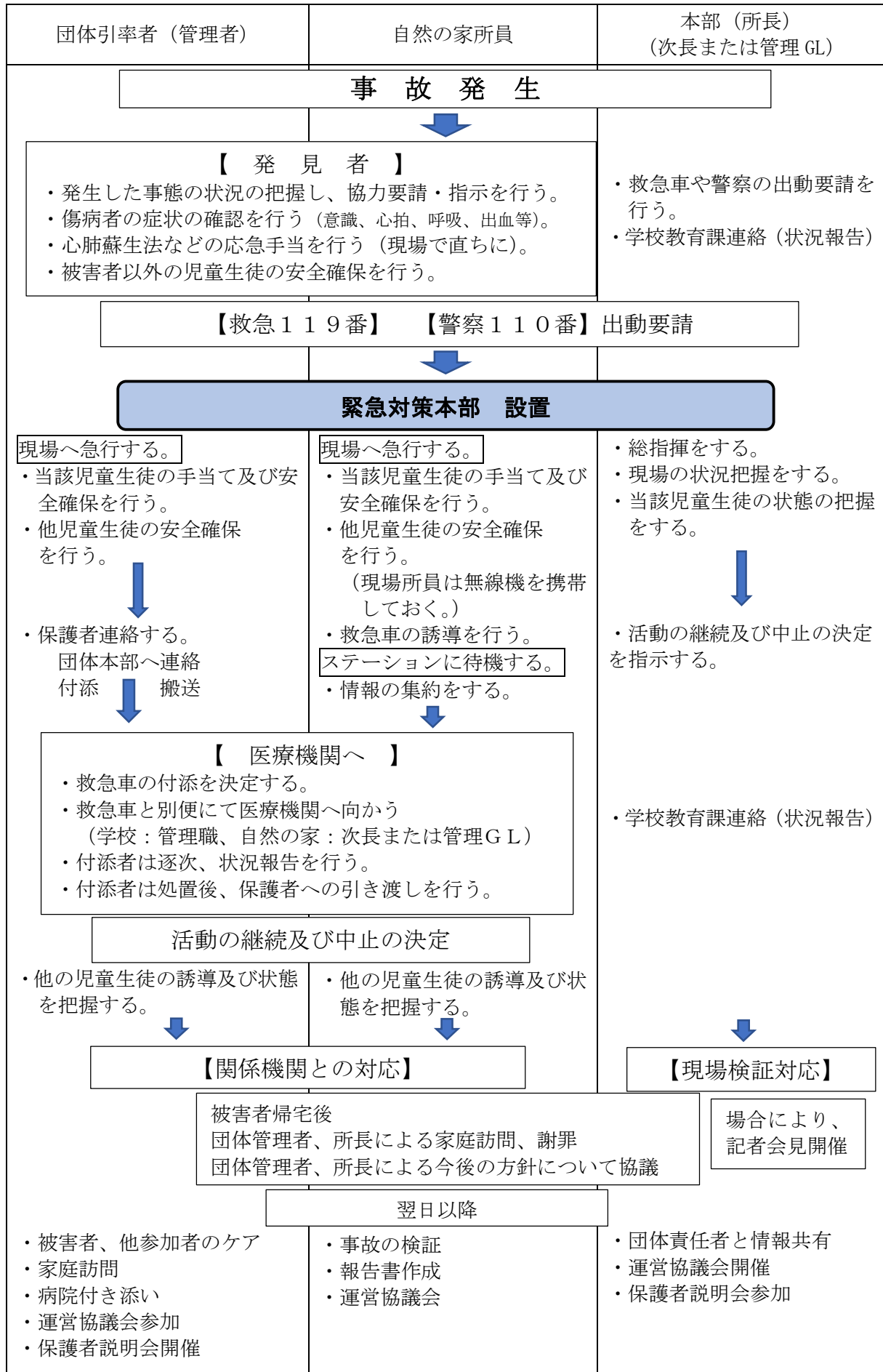
◆未然防止（当日）

- ☐ 引率者が天候状況を十分把握し、自然の家所員の実施基準に従った実施の可否の判断を受け入れる。
 - ・風速 3.3 m/s 以下（交流広場・集いの広場）
 - ・風速 2.0 m/s 以下（実習棟・炊事棟）
- ☐ 引率者が活動場所の状況を把握する
- ☐ 引率者が活動に適した服装を常に着用しているか十分確認する
- ☐ 引率者が健康面について常に十分確認する
- ☐ 引率者は安全に子どもたちが活動できる人員配置にする
- ☐ 引率者がかまどの間は 7 m 以上はなれているか確認する（実習棟、炊事棟は 3 m 以上）
- ☐ 引率者が緊急連絡の方法の確認をしっかりと行う
 - ・無線の貸与

◆もしもの時の対応方法の確認（緊急対応マニュアルの確認）

- ☐ 事故発生時の対応
- ☐ 病人（体調不良者）発生時の対応

① 事故発生時の対応



②病人（体調不良者）発生時の対応

団体引率者（管理者）	自然の家所員	本部（所長） （次長または管理 GL）
病人（体調不良者を含む）発生		
・別室（リーダー室）へ移送（移送が困難な場合その場で対応） ・体調不良者の健康観察、看護（看護担当者） ・保護者へ状況連絡、お迎え依頼。 ・救急搬送の場合、搬送先病院を伝える。	・別室（リーダー室）の準備 ・担架の準備 ・パーテーション、マスク、手袋の準備 ・体温計、専用ゴミ箱の準備 ・消毒アルコールの準備 ・他の参加者への指導支援。	・今後の活動や体調不良者に対する対応について、団体管理者に指示 ・状況により救急車の出動要請を行う。
病人（体調不良者）退所の場合		
・参加者を保護者へ引き渡し ・参加者の持ち物についても確認し保護者に渡す。 ・使用道具等の消毒	・保護者の案内 ・使用部屋の消毒	
病院受診の場合		
・救急車での搬送場合、引率者が付き添う。 ・受診結果を自然の家本部に報告。	・状況により消毒作業	・体調不良の原因が特定感染症の場合、学校教育課ならびに保健所と連携

③-1食中毒（疑い）が生じた場合の対応 （自然の家で発症した場合）

団体引率者（管理者）	自然の家所員	本部（所長） （次長または管理GL）
事故発生		
・症状のある本人の安全確保・医務室へ誘導 ・症状のある本人に聞き取り 症状の内容 発症の日時と状況等 ・他の参加者への安全確保 ・応急手当、消毒等 （ビニール手袋、マスク、 次亜塩素酸ナトリウム、バケツ、エプロン、雑巾等） ・利用者に同じ症状を持つ者の確認 ・病院への搬送方法の確認 ・保護者連絡	・他の参加者への安全確保 ・活動支援 ・嘔吐のあった（食中毒の恐れがある）場合は現場の確認と処理の指導 （ビニール手袋、マスク、次亜塩素酸ナトリウム、バケツ、エプロン、ぞうきんは医務室に準備してある）	・今後の活動や体調不良者に対する対応について、団体管理者に指示 ・状況により救急車の出動要請を行う。 ・搬送方法の確認 ・関係機関への連絡 保健所 学校教育課 学校給食課 給食業者本部 ・所員に同じ症状の者がいないか確認 ・保護者連絡を引率者に依頼
医療機関へ搬送		
・団体引率者、管理者が付き添う。 ・付添者は逐次、状況報告を行う。 ・付添者は処置後、保護者への引き渡しを行う。 ・他の参加者の健康観察	・病院への搬送準備 ・体調不良者の有無の確認	・搬送引率者の確認 ・自然の家より次長もしくは管理GLが病院へ向かう ・関係機関へ随時状況報告 ・事業の継続と中止の判断
帰宅後		
団体管理者、所長による家庭訪問、謝罪 団体管理者、所長による今後の方針について協議		
・他の参加者の健康観察を継続 ・今後の対応について、団体管理者、関係機関と協議 ・保護者説明会開催 ・場合により記者会見出席	・他の参加者の活動支援 ・報告書作成	・今後の対応について、団体管理者、関係機関と協議 ・保存食等を関係機関へ提供 ・保護者説明会参加 ・場合により記者会見開催

③-2食中毒（疑い）が生じた場合の対応 （退所後発症した場合）

団体引率者（管理者）	自然の家所員	本部（所長） （次長または管理GL）
事故発生		
事故の発生について自然の家へ連絡	学校（利用団体）への出向き、現場で状況を確認する。	- 関係機関へ事故発生の連絡 保健所 学校教育課 学校給食課 給食業者本部 - 所員に同じ症状の者がいないか確認
学校（利用団体）現場		
- 症状のある本人に聞き取り 症状の内容 発症の日時と状況等 利用団体、地域等で行われた行事の有無 団体に食したものの確認 - 医療による診断結果の確認 - 参加者に同じ症状を持つ者の確認 - 参加者、引率者の欠席状況の確認	現場の状況を自然の家に報告 症状の内容 発症日時と状況 利用団体、地域等で行われた行事の有無 団体に食したものの 医療による診断結果 参加者の中に同じ症状を持つ者の人数、状態 参加者、引率者の欠席状況	- 随時状況報告を受け、対応を協議する。 - 関係機関へ状況報告
団体管理者、所長による家庭訪問、謝罪 団体管理者、所長による今後の方針について協議		
- 他の参加者の健康観察を継続 - 今後の対応について、団体管理者、関係機関と協議 - 保護者説明会開催 - 場合により記者会見出席	報告書作成	- 今後の対応について、団体管理者、関係機関と協議 - 保存食等を関係機関へ提供 - 保護者説明会参加 - 場合により記者会見開催

④迷子・行方不明発生時の対応

団体引率者（管理者）	自然の家所員	本部（所長） （次長または管理GL）
迷子・行方不明の発生 ・迷子、行方不明の連絡を事務所に入れる		
緊急対策本部 設置 ・現場で捜索活動 ・参加者の人数把握 ・他の参加者を集合させ、待機 ・保護者連絡→本部へ報告		
・現場で捜索活動（携行物） 無線、懐中電灯、時計、ロープ、ミネラルウォーター ・参加人数の把握、支援 ・情報集約		・警察・消防へ通報 ・学校教育課連絡（状況報告） ・今後の方針を指示 現場捜索指示 他の参加者の待機指示 状況集約指示 関係機関との連携 ・捜索方法、捜索範囲の指示 ・捜索時間の指示 ・警察、消防に情報提供、捜索協力 ・本庁教育委員会、危機防災課に捜索のため動員依頼
活動の継続及び中止の決定 ・他の児童生徒の誘導及び状態を把握する。		
【関係機関との対応】 被害者帰宅後 団体管理者、所長による家庭訪問、謝罪 団体管理者、所長による今後の方針について協議		【現場検証対応】
・該当者、他参加者のケア ・家庭訪問 ・場合により運営協議会参加 ・場合により保護者説明会開催	・事故の検証 ・報告書作成 ・運営協議会	・団体責任者と情報共有 ・場合により記者会見開催 ・場合により運営協議会開催 ・場合により保護者説明会参加

⑤不審者発生時の対応

団体引率者（管理者）	自然の家所員	本部（所長） （次長または管理GL）
・ 参加者の安全確保 ※不審者の状況によっては、退去を求める前に子どもを安全な場所へ誘導 ・ 避難指示 ・ 参加者の人数把握	不審者の発見 ・ 不審者に退去を求める・ ・ 相手の氏名、来訪の意図を確認、危害を加える恐れがあるか確認（複数対応） ・ 不審者対応（複数） さすまた、無線携帯 長袖、長ズボン、帽子着用 ・ 団体活動補助 参加者を安全な場所へ誘導。 ・ 情報集約 ・ 館内に参加者がいる場合、不審者が館内に入れないよう入口を施錠、机等で侵入を防ぐ。 ・ 参加者に不審者の様子が見えないよう、離れたところで対応する。 ・ 不審者であることが確認できれば、団体へ連絡。 ・ 緊急放送 「ただいまより、〇〇付近の緊急メンテナンスを行いますので、終わりましたら連絡します。」 ※〇〇：不審者の位置 ・ 警察、消防へ通報 ・ 学校教育課と情報共有	
	不審者の確保または退去 ・ 参加者の人数確認、けが人の確認 ・ 参加者の心のケア ・ 参加者の人数確認、けが人の把握 【現場検証対応】	
	けが人が発生している場合事故発生時の対応に準ずる	
	活動の継続及び中止の決定	
	・ 参加者の様子の観察 ・ 場合により運営協議会参加 ・ 場合により保護者説明会開催	・ 参加者の活動支援 ・ 報告書作成

⑥火災発生時の対応

団体引率者（管理者）	自然の家所員	本部（所長） （次長または管理GL）
火災発生		
・ 利用者の安全確保 ・ 火災現場より遠い非常口より避難 ・ 避難指示 おさない はしらない しゃべらない もどらない	・ 全体に火災発生を伝える（大声で） ・ 電気ガスの元栓を閉める ・ 消火係 無線携帯 ・ 避難誘導係 無線携帯 ・ 場合により救護係が担架を持ち出動 ・ 避難誘導係は最終館内に人がいないかを確認し本部へ連絡。 ・ 消火係、避難誘導係が合流し避難場所へ避難	・ 出火ランプの確認 ・ 火災発生を館内放送で伝える。 発生場所 避難ルート 避難場所 避難場所は集いの広場、交流広場（火災発生状況による） ・ 通報連絡係（次長）が火災発生を消防へ連絡 ・ 教育総務課と情報共有 ・ 通報連絡係は、館内に人がいないことを確認後、黄色目印灯と宿泊名簿を持ち、自衛消防隊長（所長）とともに避難場所へ
避難完了後		
・ 参加者人数確認 ・ 参加者のけが、体調不良者の有無の確認	・ 避難誘導係が団体引率者に避難員数を確認し、自衛消防隊長へ報告。	・ 自衛消防隊長は、避難誘導係より避難人数の報告を受ける
けが人が発生している場合事故発生時の対応に準ずる		
活動の継続及び中止の決定		
・ 参加者の安全確保 ・ 参加者の心のケア ・ 保護者へ状況連絡 ・ 場合により運営協議会参加 ・ 場合により保護者説明会開催	・ 参加者の安全確保 ・ 保護連絡を指示 ・ 報告書作成 ・ 運営協議会	【現場検証対応】 ・ 関係機関との連携 ・ 場合により記者会見開催 ・ 場合により運営協議会開催 ・ 場合により保護者説明会参加

⑦-1地震・台風等自然災害発生時の対応

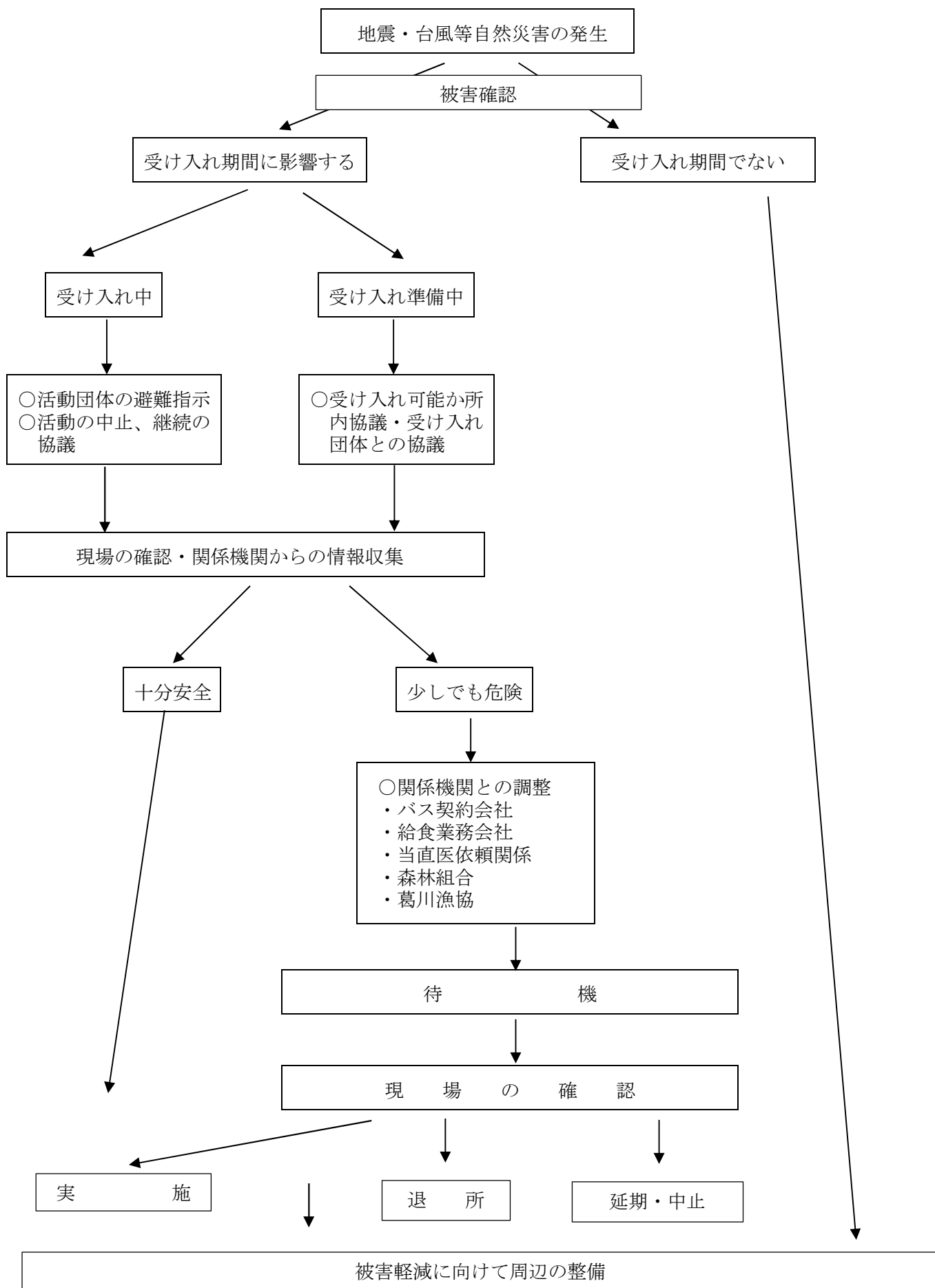
★入館者がいる場合

団体引率者（管理者）	自然の家所員	本部（所長） （次長または管理GL）
自然災害発生		
・利用者の安全確保 ・子どもを避難させる 集いの広場、交流広場 （被害状況により館内避難） ・避難指示 おさない はしらない しゃべらない もどらない ・参加者人数確認 ・参加者のけが、体調不良者の有無の確認	・電気ガスの元栓を閉める ・消火係 無線携帯 ・避難誘導係 無線携帯 ・場合により救護係が担架を持ち 出動 ・地震発生時は、避難経路確保 ・避難誘導係が団体引率者に避難 員数を確認し、自衛消防隊長へ 報告。	・地震発生時は館内放送で避難指示 ・状況に応じて通報連絡係（次長）が警察、消防、教育総務課へ連絡 ・通報連絡係が宿泊名簿携帯 ・自衛消防隊長（所長）は、避難誘導係より避難人数の報告を受ける
けが人が発生している場合事故発生時の対応に準ずる		
活動の継続及び中止の決定		
・参加者の安全確保 ・参加者の心のケア ・保護者へ状況連絡	・参加者の安全確保 ・保護連絡を指示	・関係機関との連携

★入館者が予定されている場合（災害復旧が不可能な場合）

団体引率者（管理者）	自然の家所員	本部（所長） （次長または管理GL）
・受入可否の確認 ・受入不可の場合 ・延期可能日より、実施希望日を決定し、自然の家へ連絡 ・延期日の確認 事業の再準備（プログラム等）	・現場の確認	・関係機関から情報収集
	受入可否の協議	
	・延期の場合は延期可能候補日を団体管理者へ連絡する ・延期日の連絡 事業の再準備の助言	・受入可否の連絡 ・受入不可の場合関係機関へ連絡の上、延期候補日の決定 ・延期日の確定。 関係機関へ連絡

⑦-2葛川少年自然の家 地震・台風等自然災害発生時への対応



⑧停電発生時の対応

停電発生時予想される状況

非常灯（宿泊棟・管理棟）	約1時間30分点灯	給湯ボイラー	停止し給湯不可
消防ポンプ・喚起ファン	自家発電により活動可能	暖房施設	全館停止
食堂	冷蔵・冷凍庫・給湯器使用不可	トイレ	使用不可

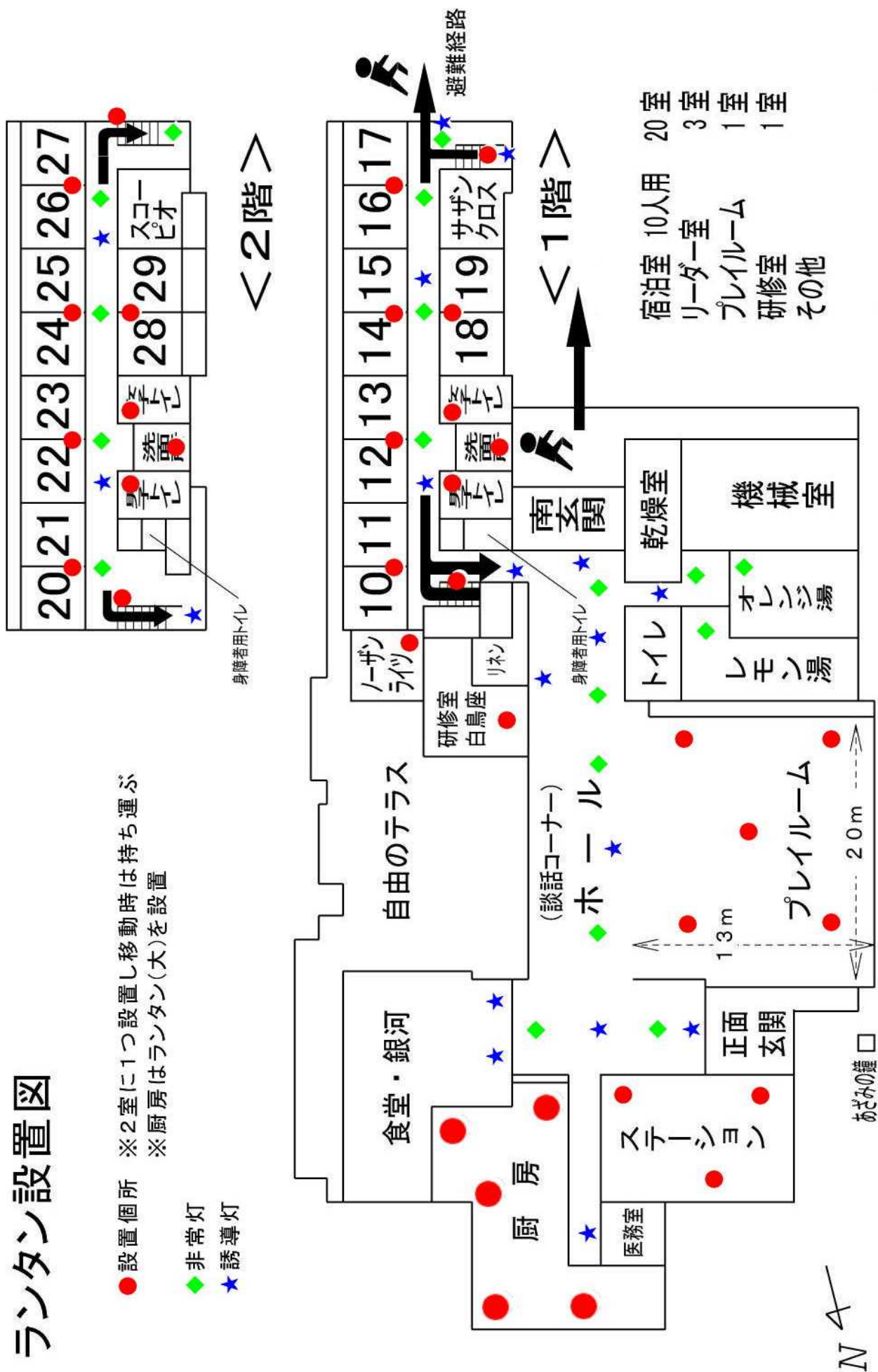
連絡先

関西電力（滋賀営業所）	522-2611 527-5915夜間	教育総務課	528-2630	給食業務委託業者	510-2900
河島電気設備管理事務所	573-6450	滋賀観光バス	0748-72-1501		
葛川支所	599-2001	帝産バス	565-8171		
危機・防災対策課	528-2616	ヤサカ観光バス	534-7500		
近江鉄道	543-6677	森林組合	599-2156		
江若交通	573-2708	旅助	528-2266		

	出発前	来所前（移動中）	昼食前	夕食前	夕食後	深夜
初期連絡	☐ 関西電力に復旧の見込確認 ☐ 支所に状況確認 ☐ 利用団体に状況説明 ☐ 厨房に食材の状況確認		☐ 関西電力にTEL 確認事項：復旧に要する時間 ☐ 支所に状況確認 ☐ 利用団体責任者に状況説明 ☐ 厨房に食材の状況確認			☐ 関西電力に連絡 ☐ 担当から所長に連絡 ☐ 厨房に食材の状況を翌朝に確認
照明	☐ 復旧の見込を確認する中で、夜間のランタン・サーキュライト 懐中電灯等確認・準備 （c f. ランタン設置図確認）				☐ 各部屋及び廊下等にランタン・サーキュライト等を配布・配置 ☐ 懐中電灯を配布 （c f. ランタン設置図確認）	
暖房（冬季）	☐ プレイルームにて状況を説明 ☐ プレイルーム・ホール・白鳥座に丸ストーブ点火				☐ プレイルームにて状況を説明した後、各部屋に毛布を配布 ☐ プレイルーム・ホール・白鳥座に丸ストーブ点火	☐ 各部屋に毛布を配布 ☐ プレイルーム・ホール・白鳥座に丸ストーブ点火
水道	☐ 手洗い場・トイレ・・・男子小便は自然の家で対応、支所を活用 ☐ 電話（確認の必要有り）					
移動手段	☐ 前泊者：復旧の見込みが立たない場合は、バス会社に連絡し午前中に迎えられよう交渉する。 ☐ 来所者：復旧の見込みが立たない場合は、バス会社に中止の連絡をする。	☐ 復旧の見込みが立たない場合は、団体に確認した後、バス会社に連絡を入れ前泊者と来所者の迎えのバスを手配する。 ☐ 特に前泊者については、午前中に退所できるように努める。			☐ 復旧の見込みが立たない場合は翌日の利用団体を確認し状況説明をする。 ☐ 中止の場合は、バス会社に連絡。	☐ 翌日の利用団体の確認し早朝に連絡する。 ☐ バス会社に連絡する。
食料	☐ 復旧の見込みが立たない場合は、厨房に状況の連絡をする。 ☐ 前泊者の朝食確保の方法を協議、対応。	☐ 前泊者のバスが午前中に配車できない場合は、パン等の非常食を確保する。 ☐ 来所者には、その旨を伝えバスの時刻に合わせて昼食をとり帰る方向で協議する。		☐ 厨房の進捗状況を確認。 ☐ 弁当会社に連絡をとり、食事の手配をする。	☐ 翌朝の食材を腐らせないように氷を準備しクーラーボックスに移す。 ☐ 乾パンの準備をする。	☐ 乾パン等を準備する。

ランタン設置図

- 設置個所 ※2室に1つ設置し移動時は持ち運ぶ
- ◆ 非常灯 ※厨房はランタン(大)を設置
- ★ 誘導灯



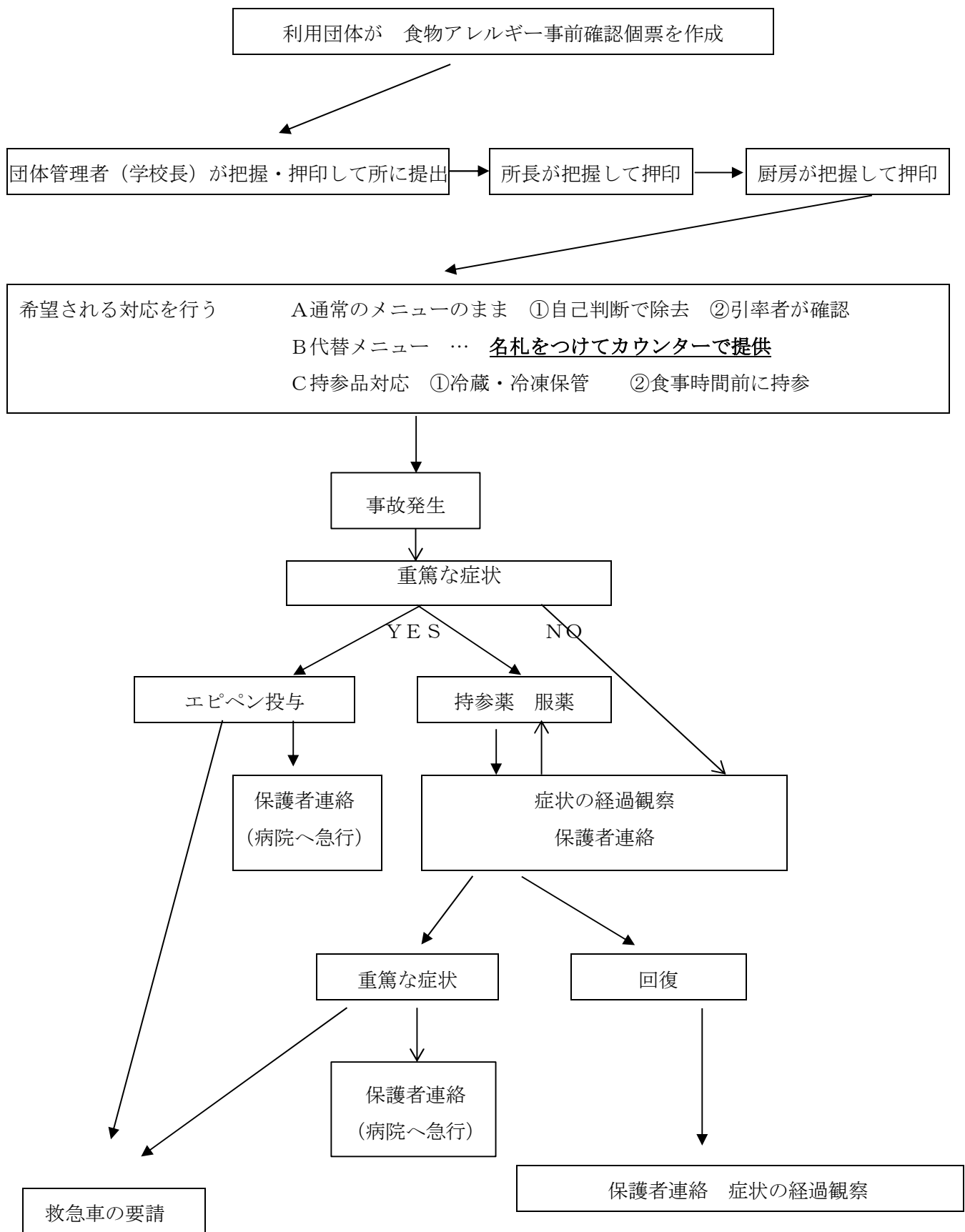
⑨感染症等発生による延期・中止時の対応

団体引率者（管理者）	自然の家所員	本部（所長） （次長または管理 GL）
日ごろからの状況把握 ・感染症等が流行している場合は、自然の家へ連絡。 ・一般団体の中止連絡は 6 日前までに行う。 ・ふるさと体験学習、やまのこ事業は、学校の状況を早期に連絡し、延期判断日を確認する。 （判断日が休所日のときは教頭と次長の連絡方法を確認する。） ・学校医等と連携し、実施の可否について協議を行い、判断日に自然の家へ連絡する。	・団体の状況把握 ・ 6 日前に一般団体の状態を把握する。 ・ 延期判断日を学校管理者に伝える。	・ 判断日が休所日の場合、次長と団体管理者と連絡。 ・ 延期可能日の調整 ・ 給食業務委託会社 ・ バス契約会社 ・ 当直医依頼関係
延期・中止の場合		
・ 延期可能日より、実施希望日を決定し、自然の家へ連絡。	・ 延期の場合は延期可能候補日を学校管理者へ連絡する。	・ 関係機関へ延期、中止の連絡。 ・ 給食業務委託会社 ・ バス契約会社 ・ 当直医依頼関係 ・ 森林組合 ・ 葛川漁協
延期日の決定		
・ 延期日の確認。 事業の再準備。 （プログラム等）	・ 延期日の連絡。 事業の再準備の助言。	・ 延期日の確定。 関係機関へ連絡

⑩排泄物・嘔吐物の処理の対応

団体引率者（管理者）	自然の家所員	本部（所長） （次長または管理 GL）
※ 排泄物・嘔吐物の処理が必要になった場合は、職員に必ず報告する。処理については、職員の指示に従い、原則団体引率者が対応する。また、食堂で嘔吐があった場合は、二次感染を防ぐためにも厨房職員は一切処理には関わらない。		
処理の手順】 ① 手袋、マスク、エプロンを着用する。 ② 嘔吐物をペーパータオルや新聞紙などで覆う。 ③ 嘔吐物を外側から静かに拭きとる。 ④ 拭き取った嘔吐物は、ビニール袋に入れる。 ⑤ 拭き取り用布で水ぶきをする。周囲も拭く。 ⑥ 0.1%次亜塩素酸ナトリウム液に浸した布で拭く。 ⑦ 水ぶきをする。（拭き取りに使用した布は、ビニール袋に入れる） ⑧ 手袋 エプロン マスクの順で外し、ビニール袋に入れる。 ⑨ 汚物を入れたビニール袋は密封し、次亜塩素酸ナトリウムを噴霧する。 ⑩ 処理後、入念に手を洗う。 吐物処理セット・・・手袋・エプロン・マスク・ビニール袋・新聞紙等・希釈したハイター液（作り置きしない）		
事案発生		
・自然の家所員へ連絡する ・該当者の健康観察を継続して行い、必要に応じて病院へ搬送する。 ・処理セットを使用して手順に従い処理を行う。 ・他の参加者の指導、健康観察を行う。 ・必要に応じて保護者連絡。	・吐物処理セットを渡す。 ・状況把握、記録 ・他の参加者への指導支援。	・状況把握 ・状況に応じて該当者を病院へ搬送指示。
・汚染された食器等がある場合は所定の場所に返却するのではなく、事務所で消毒してから厨房に返却する。 ・寝具が汚染された場合は、嘔吐物等を拭きとった後、ビニール袋に密封し、業者に消毒を依頼する。（洗濯室に保管）		
※食中毒の疑いがある場合は、食中毒が生じた場合の対応に準じる。		

⑪食物アレルギーへの対応（原則 団体引率者対応）



○関係連絡先

<医療機関>

山田整形外科病院	077-573-0058
琵琶湖大橋病院	077-573-4321
大津赤十字志賀病院	077-594-8777
大津赤十字病院	077-522-4131
大津市民病院	077-522-4607
葛川診療所	077-599-2003

<消防・警察>

北消防署	077-572-0119
大津北警察署	077-573-1234
葛川駐在所	077-599-2163
葛川消防分団詰所	077-599-2520

<葛川地域>

葛川小学校	077-599-2154
葛川中学校	077-599-2007
葛川支所	077-599-2001

<その他関係機関>

学校教育課	077-528-2633
児童生徒支援課	077-528-2854
教育総務課	077-528-2630
学校給食課	077-528-2636
大津市保健所（保健総務課）	077-522-6756
危機防災対策課	077-528-2616
動物保護管理センター	0748-75-1911

<その他>

大津第一交通堅田営業所	077-574-4000
近江タクシー堅田営業所	077-572-0106

大津市立葛川少年自然の家
「安全指導の手引き書」

平成 17 年 3 月初版発行
平成 18 年 3 月改訂
平成 19 年 3 月改訂 2 版
平成 20 年 3 月改訂 3 版
平成 21 年 3 月改訂 4 版
平成 22 年 3 月改訂 5 版
平成 23 年 4 月改訂 6 版
平成 24 年 4 月改訂 7 版
平成 25 年 3 月改訂 8 版
平成 26 年 3 月改訂 9 版
平成 28 年 5 月改訂 10 版
平成 29 年 4 月改訂 11 版
平成 30 年 3 月改訂 12 版
平成 30 年 9 月改訂 13 版
平成 31 年 3 月改訂 14 版
令和 2 年 3 月改訂 15 版
令和 3 年 3 月改訂 16 版
令和 4 年 3 月改訂 17 版
令和 5 年 3 月改訂 18 版
令和 6 年 3 月改訂 19 版

大津市立葛川少年自然の家
滋賀県大津市葛川坊村町 2 4 3